

日本専門医機構基本領域臨床検査領域カリキュラム制(単位制)による研修制度

一般社団法人日本臨床検査医学会

日本専門医機構専門研修プログラム委員会 (2020年3月23日承認)

I. はじめに

1. 臨床検査領域の専門研修は「プログラム制」を基本とする。
2. 臨床検査領域の専門研修における「カリキュラム制(単位制)」は、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合に対する「プログラム制」を補完する制度である。

II. カリキュラム制(単位制)による研修制度

1. 方針

- 1) 臨床検査領域の専門研修は「プログラム制」を基本とし、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。
- 2) 期間の延長により「プログラム制」で研修を完遂できる場合には、原則として、「プログラム制」で研修を完遂することを推奨する。
- 3) 臨床検査専門研修「プログラム制」を辞退(中断)した専攻医が専門研修を再開する場合には、原則として、「プログラム制」で研修を再開し完遂することを推奨する。

2. カリキュラム制(単位制)による研修制度の対象となる医師

- 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者(地域枠医師等)
- 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、休職・離職を選択する者
- 3) 海外・国内留学する者
- 4) 他科基本領域の専門研修を修了してから臨床検査領域の専門研修を開始・再開する者
- 5) その他、学会と機構が定めた合理的な理由がある場合

※ II. 2. 1) 2) 3) の者は、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することを原則とするが、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することができない場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。

III. カリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件

1. 臨床検査領域のカリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件は、以下の全てを満たしていることである。

- 1) 日本臨床検査医学会の定めた研修単位を満たしていること
- 2) 日本臨床検査医学会の定めた診療実績および臨床以外の活動実績を満たしていること
- 3) プログラム制と同一の認定試験に合格すること

IV. カリキュラム制(単位制)における研修

1. カリキュラム制(単位制)における研修施設

1) 「カリキュラム制(単位制)」における研修施設は、プログラム制における臨床検査領域の専門研修基幹施設(以下、基幹施設)および専門研修連携施設(以下、連携施設)とする。

2. 研修期間として認める条件

1) プログラム制による臨床検査領域の「基幹施設」または「連携施設」における研修のみを、研修期間として認める。

① 「関連施設」における勤務は研修期間として認めない。

3) 研修期間として認める研修は受験申請年の3月31日時点からさかのぼって10年間とする。

⇒申請時期が決まったら文言について要再確認

4) 研修期間として認めない研修

① 他科専門研修プログラムの研修期間

② 初期臨床研修期間

3. 研修期間の算出

1) 基本単位

① 臨床検査部門での「1日(8時間以上)の研修」を0.2単位とし、週1日以上行う。

② 臨床検査部門の常勤であることが望ましいが、そうでない場合は非常勤医師または研究生として登録されていることが望ましい。

2) 課題研修単位

① 勤務している施設での経験症例における臨床検査の応用について症例報告書をまとめる。1症例を0.2単位とする。

② 症例報告書は基幹研修施設の指導医が検閲する。

3) 産休・育休、病欠、留学の期間は研修期間として算出しない。

4. 必要とされる研修期間

1) 研修期間は3年以上、10年以下とする。

2) 「基幹施設」または「連携施設」の臨床検査部門における基本単位を36単位以上必要とする。

3) 課題研修単位を 36 単位以上必要とする。

V. カリキュラム制(単位制)における必要診療実績および臨床以外の活動実績

1. 診療実績として認める条件

1) 「基幹施設」および「連携施設」の臨床検査部門で研修、経験した実績が、診療実績として認められる対象となる。

2) 初期臨床研修期間の経験と他科専門プログラム研修期間の経験は、診療実績として認めない。

2. 必要とされる診療実績

1) 必要とされる経験症例は、「プログラム制」と同一とする。 《「プログラム制」参照》

3. 必要とされる臨床以外の活動実績

1) 必要とされる臨床以外の活動実績は、「プログラム制」と同一とする。 《「プログラム制」参照》

VI. カリキュラム制(単位制)による研修開始の流れ

1. カリキュラム制(単位制)による研修の新規登録

1) カリキュラム制(単位制)による研修の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「臨床検査専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「臨床検査専門医新規登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を記載しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」であること。

2) カリキュラム制(単位制)による研修の許可

① 日本臨床検査医学会および日本専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ. 2) に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

3) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)による研修の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、新規登録する。

2. 臨床検査専門研修「プログラム制」から臨床検査専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) 臨床検査専門研修を「プログラム制」で研修を開始するも、研修期間途中において、期間の延長による「プログラム制」で研修ができない合理的な理由が発生し「カリキュラム制(単位制)」での研修に移行を希望する研修者は、臨床検査専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行登録の申請を行う。

2) 臨床検査専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「臨床検査専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、臨床検査医学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「臨床検査専門医制度移行登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を登録しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を完遂することができない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」であること。

3) カリキュラム制(単位制)による研修の移行の許可

① 学会および専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、II. 2)に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

② 移行登録申請者が、学会の審査で認定されなかった場合は、専門医機構に申し立てることができる。

(1) 再度、専門医機構で移行の可否について、日本専門医機構カリキュラム委員会(仮)において、審査される。

4) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)による研修への移行の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、移行登録する。

5) 「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行の時期

① 年度(4月1日)をもって移行の時期とする。

6) 「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっての研修期間、診療実績の取り扱い

① 「プログラム制」時の研修期間は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても研修期間として認める。

② 「プログラム制」時の診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても診療実績として認める。

(1) ただし「関連施設」での診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっては、診療実績として認めない。

3. 臨床検査以外の専門研修「プログラム制」から臨床検査専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) 臨床検査以外の専門研修「プログラム制」から臨床検査専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行は認めない。

① 臨床検査以外の専門研修「プログラム制」の辞退者は、あらためて、臨床検査専門研修「プログラム制」で研修を開始するか、もしくはⅦ. 1に従い臨床検査専門研修「カリキュラム制(単位制)」にて、専門研修を開始する。

《別添》

「臨床検査専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」

「臨床検査専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」

臨床検査専門医新規登録

カリキュラム制（単位制）による研修開始の理由書

日本臨床検査医学会 気付 日本専門医機構 御中

臨床検研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制（単位制）で臨床検査専門医の研修を開始したく、理由書を提出します

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

〒：

TEL：

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること

- 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）
- 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント
- 3) 海外・国内留学
- 4) 他科基本領域の専門医を取得
- 5) その他上記に該当しない場合

●理由詳細

●他科基本領域専門研修プログラムでの研修歴について

他科基本領域専門研修プログラムに登録したことがある（はい・いいえ）

はいの場合、基本領域名（ 科）

研修状況（中途辞退・中断・修了）

主たる研修施設

上記の者が臨床検査カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名 _____

プログラム責任者（署名） _____ (印)

プログラム責任者の臨床検査専門医番号 _____

臨床検査専門医新制度移行登録

臨床検査カリキュラム制（単位制）での研修開始の理由書

日本臨床検査医学会 気付 日本専門医機構 御中

臨床検査科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制（単位制）で臨床検査専門医の研修を移行したく、理由書を提出します

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

〒：

TEL：

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること

- 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）
- 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント
- 3) 海外・国内留学
- 4) 他科基本領域の専門医を取得
- 5) その他（パワハラ等を受けた等）

●理由詳細

●他科基本領域専門研修プログラムでの研修歴について

他科基本領域専門研修プログラムに登録したことがある（はい・いいえ）

はいの場合、基本領域名（ 科）

研修状況（中途辞退・中断・修了）

主たる研修施設

上記の者が臨床検査カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名 _____

プログラム責任者（署名） _____ (印)

プログラム責任者の〇〇科専門医番号 _____